

## ○奈良県警察職員生活相談実施要綱の制定について

(平成26年1月29日例規第1号)

このたび、別記のとおり奈良県警察職員生活相談実施要綱を制定し、平成26年2月1日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、奈良県警察職員生活相談要綱の制定について（昭和49年3月例規第11号。以下「旧例規」という。）は、平成26年2月1日をもって廃止することとし、旧例規の規定により生活相談員に指名されている者は、この要綱により指名された生活相談員とみなす。

### 別記

#### 奈良県警察職員生活相談実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察職員及びその家族（以下「職員等」という。）の不安や悩みを解決して、生活の安定の確保と健全化を図り、もって警察職員が安心して職務に専念することができるよう職員等に対する生活相談を実施する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 生活相談の意義及び対象

##### 1 生活相談の意義

この要綱において「生活相談」とは、職員等からの経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題（刑罰法令に違反する行為に関するもの及び事務処理等業務の遂行そのものを除く。）について、適切な助言、あっせん等を行うことをいう。

##### 2 生活相談の対象

生活相談の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

###### (1) 職場に関すること。

人間関係、環境条件等に関すること。

###### (2) 私的な生活に関すること。

家族・親族、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭等に関すること。

#### 第3 用語の定義

##### 1 生活相談員

生活相談員とは、主任生活相談員及び所属生活相談員をいう。

##### 2 主任生活相談員

主任生活相談員とは、生活相談に関する専門的知識と経験を有する警察職員で、

生活相談員として指名された者をいう。

### 3 所属生活相談員

所属生活相談員とは、生活相談に必要な研修を受講した警察職員（受講予定の者を含む。）で、所属の生活相談員として指名された者をいう。

### 4 相談者

相談者とは、生活相談員に対して生活相談を申し出た職員等をいう。

## 第4 生活相談の受理体制

- 1 警務部厚生課（以下「厚生課」という。）に生活相談室を設置し、主任生活相談員を置くものとする。
- 2 各所属に、必要な所属生活相談員を置くものとし、所属生活相談員の数は、次表の基準によるものとする。

所属の規模		所属生活相談員の数
職員数	15名未満	2名
〃	15名以上30名未満	3名
〃	30名以上50名未満	4名
〃	50名以上100名未満	5名
〃	100名以上	6名以上

## 第5 生活相談員の指名等

- 1 主任生活相談員の指名及び解除は、厚生課長の推薦又は解除の要請を受けて警務部長が行う。
- 2 所属生活相談員の指名及び解除は、所属長の推薦又は解除の要請を受けて警務部長が行う。
- 3 生活相談員の指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、次の事項に配慮して、真に生活相談員にふさわしい者を充てるものとする。
  - (1) 親しみやすく話しやすい雰囲気を持っていること。
  - (2) 秘密を守ることができること。
  - (3) 良識をわきまえていること。
  - (4) 他の警察職員からの信頼が厚く、模範となっていること。
  - (5) 仕事の知識を十分に備え、ある程度の人生経験を積んでいること。
- 4 生活相談員の指名に当たっては、女性の生活相談員が確保されるよう配慮するものとする。

## 第6 部外相談員の確保

- 1 厚生課長は、生活相談のうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度で技術的な知識及び経験を要する事項に関し、相談者が有料・無料を問わず安心して生活相談をすることができるようにするため、これらの知識及び経験を有し、人格識見の高い部外の専門家を確保するものとする。
- 2 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めるものとする。
- 3 生活相談員は、有料の部外相談員を紹介する場合には、相談者にその旨を十分説明するものとする。

## 第7 生活相談の場所

生活相談を受ける場所は、相談者が周囲の目を気にすることなく生活相談をすることができるような場所を選定するものとする。

## 第8 生活相談の申出

- 1 生活相談は、生活相談員又は部外相談員のいずれに対しても、口頭、電話、文書等により、申し出ることができるものとする。ただし、部外相談員から申出の方法を指定された場合は、当該指定の方法によるものとする。
- 2 職員等は、生活相談を申し出た後で、その必要がなくなったときは、速やかに生活相談員に連絡しなければならない。

## 第9 生活相談制度運用上の基本理念

### 1 身上監督との区別

生活相談は、本来、相互扶助と友愛の精神に立脚して実施されるべきものであり上司が部下に対する監督権の作用として行う身上監督とは明確に区別するものとする。

### 2 不利益な取扱いの禁止

相談者が生活相談を申し出たことを理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないものとする。

### 3 秘密の保持

相談者の秘密の保持については、万全を期すものとする。

## 第10 生活相談員の責務

- 1 生活相談員は、在任中と否とを問わず、在任中に知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らしてはならない。
- 2 生活相談員は、生活相談の過程で警察職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該警察職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に当

該生活相談の内容を申告するよう説得するものとする。

- 3 生活相談員は、相談者の同意がある場合を除き、直接相談者の上司に連絡することはしないものとする。
- 4 生活相談員は、受理した生活相談が医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度で技術的な知識及び経験を有する内容であるため適切に対応することが困難な場合には、相談者の同意を得た上で、部外相談員に適切に取り次ぐものとする。
- 5 生活相談員は、生活相談技法の錬磨など自己研鑽に努めるとともに、助言者に徹し、相談者自身が問題を自力で解決するよう働き掛けるものとする。
- 6 生活相談員は、相談事項の引継ぎ、打ち切り等の措置をするときは、あらかじめ相談者の了解を得るものとする。
- 7 主任生活相談員は、生活相談に直接応ずるとともに、所属生活相談員が行う生活相談の指導等に当たるものとする。

#### 第11 厚生課長の責務

- 1 厚生課長は、全ての警察職員に生活相談制度の趣旨が正しく理解されるよう周知徹底を図り、生活相談制度が効果的に活用されるよう努めるとともに、生活相談制度の運用状況を定期的に把握し、その適正かつ円滑な推進を図らなければならない。
- 2 厚生課長は、生活相談員の資質の向上及び円滑な運営を図るため、新たに生活相談員に指名された者にはできる限り速やかに、それ以外の生活相談員には適時、研修を実施するものとする。
- 3 厚生課長は、生活相談員が長期にわたり生活相談業務を適切に行っているなどの場合には、生活相談員に対して表彰が適正になされるよう努めるものとする。

#### 第12 所属長の責務

- 1 所属長は、生活相談の重要性を認識し、生活相談制度の趣旨、所属生活相談員の連絡先、生活相談の利用方法等を所属の警察職員に周知するとともに、警察職員が気軽に相談できる雰囲気醸成し、効果的な運営を図るよう努めなければならない。
- 2 所属長は、生活相談業務の効果的な推進を図るため、所属生活相談員に指名されている者の勤務体制について配慮するものとする。

#### 第13 受理の記録

生活相談に関する記録は、実施年月日、申出別（口頭、電話、文書等）、警察職員・家族別、年代別、処理結果等とし、相談者の氏名、生活相談内容等相談者を特定する事項については記録しないものとする。